

海域の保全地域に関連する制度概要一覧

名称	法の名称	法の目的	指定者	指定の要件	面積	要許可行為Ⅰ	要許可行為Ⅱ	期間	備考
自然環境保全地域(海中特別地区)	自然環境保全法	…、自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	環境大臣	五 その海域内に生存する熱帯魚、さんご、海そうその他これらに類する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海域でその面積が政令で定める面積以上のもの	千ヘクタール以上 (ただし、その周囲が海面に接している区域については、三百ヘクタール以上)	一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 二 海底の形質を変更すること。 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 四 海面を埋め立て、又は干拓すること。 五 熱帯魚、さんご、海そうその他これらに類する動植物で、海中特別地区ごとに環境大臣が農林水産大臣の同意を得て指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること。 六 物を係留すること。	○普通地区 一 その規模が環境省令で定める基準をこえる建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。) 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(海底を含む。)の形質を変更すること。 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。 五 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること	-	別途、都道府県知事が指定する都道府県自然環境保全地域あり
国立・国定公園(海中公園地区)	自然公園法	この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。	環境大臣	・国立公園の定義 我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地(海中の景観地を含む。…)であつて、環境大臣が…指定するものをいう。 ・国定公園の定義 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であつて、環境大臣が…指定するものをいう ・海中公園地区 公園の海中の景観を維持するため、公園計画に基づいて、その区域の海面内に、海中公園地区を指定することができる。	・国立公園 原則として約3万ヘクタール以上。ただし、海岸を主とする公園にあつては、原則として面積約1万ヘクタール以上。面積2,000ヘクタール以上を基準とする原始的な景観核心地域を有すること等 ・国定公園 原則として約1万ヘクタール以上。但し海岸を主とする公園にあつては、原則として約3,000ヘクタール以上。等	・工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 ・鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 ・河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 ・環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。 ・広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。 ・熱帯魚、さんご、海藻その他これらに類する動植物で、国立公園又は国定公園ごとに環境大臣が農林水産大臣の同意を得て指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること。 ・海面を埋め立て、又は干拓すること。 ・海底の形状を変更すること。 ・物を係留すること。 ・汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。	-	-	別途、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園あり
国指定鳥獣保護区(特別保護地区)	鳥獣保護法	この法律は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。	環境大臣	・国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域 ・大規模生息地(10,000ha以上)、集団渡来地、希少鳥獣生息地、生息地回廊、身近な鳥獣生息地	-	一 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、落葉若しくは落枝を採取し、動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること(農林漁業を営むために行うものを除く。) 二 火入れ又はたき火をすること。 三 車馬を使用すること。 四 動力船を使用すること(漁業又は船舶運航の事業を営むために行うものを除く。) 五 犬その他鳥獣に害を加えるおそれのある動物を入れること。 六 撮影、録画若しくは録音をし、又は鳥獣の営巣に影響を及ぼすおそれがある方法として環境大臣が定める方法により動植物を観察すること。 七 球具その他の器具を使用して、野外スポーツ又は野外レクリエーションをすること。	-	鳥獣保護区の存続期間は、二十年を超えない。ただし、二十年以内の期間を定めてこれを更新することができる。	別途、都道府県が指定する都道府県指定鳥獣保護区あり
名称	法の名称	法の目的	指定者	指定の要件	面積	管理計画の記載事項	工事の制限等	期間	備考
保護水面	水産資源保護法	この法律は、水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とする。	都道府県知事 農林水産大臣	水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種類が発生するのに適している水面であつて、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として都道府県知事又は農林水産大臣が指定する区域をいう。	-	一 増殖すべき水産動植物の種類並びにその増殖の方法及び増殖施設の概要 二 採捕を制限し、又は禁止する水産動植物の種類及びその制限又は禁止の内容 三 制限し、又は禁止する漁具又は漁船及びその制限又は禁止の内容	・港湾区域、もしくは港湾区域の指定の内湾における、埋立て若しくはしゅんせつの工事又は水路、河川の流量若しくは水位の変更を来す工事については許可等を要する。他	-	-

※ 本資料は、海洋を保全するための制度のうち、許可規制等を講じているものについて整理を行っている。